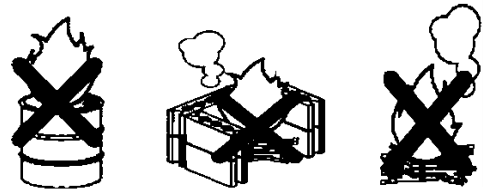


野外焼却(野焼き)は禁止されています！



① 野外焼却(野焼き)の禁止について

野外等で廃棄物を、地面で直接あるいは穴を掘ってごみを燃やす行為、ドラム缶やコンクリートブロックや鉄板等で囲った場所、法律により定められた基準を満たしていない焼却炉等によりごみを燃やす行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」で禁止されています。違反者は直罰で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方が科せられます。さらに法人は両罰規定(違反した従業者とともに法人も罰する規定)で1億円以下の罰金が科せられます。(廃棄物処理法第25条第1項第15号)

また、野外焼却未遂や、野外焼却を行う目的で廃棄物の収集又は運搬した者にも罰則が規定されています。(廃棄物処理法第25条第2項、同条第1項第16号)

② 野外焼却(野焼き)はなぜダメなのか

野外焼却(野焼き)は廃棄物の不適正処理であり、その煙が悪臭や大気汚染(PM2.5等)の原因となるため、周辺住民の大変な迷惑となります。野外焼却(野焼き)では、通常、焼却温度が200度～300度程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシン類などの有害物質を大量に発生させる恐れがあり、人の健康や自然環境に深刻な影響を与えます。また、火災を引き起こす危険性も考えられます。

焼却設備については、コンクリートブロックや鉄板等で囲っただけのものでは焼却設備として認められません。廃棄物の焼却の基準(廃棄物処理法施行令第3条第2号イ、第6条第1項第2号イ、同法施行規則第1条の7、平成23年環境省告示第29号)にあった焼却設備及び焼却方法で行わなければなりません。

③ ごみ焼却炉の構造基準について

使用が認められているごみ焼却炉は、以下の基準を満たすものです。家庭用の焼却炉のほとんどは、この基準を満たしていませんので、使用しないでください。

- ・ごみを燃焼室で800℃以上の状態で燃やすことのできるもの
- ・外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
- ・燃焼室の温度を測定できる温度計があること
- ・高温で焼却できるようにバーナー等があること
- ・焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

④ 野外焼却(野焼き)禁止の例外規定について

以下のような場合は、例外として野外焼却(野焼き)が認められています。ただし、例外にあたる場合でも、苦情があった場合は行政指導等の対象となります。燃やす量や風向き、時間帯を考えて周りに迷惑(煙・臭い)をかけないように必要最小限行うことに留意してください。

例外で認められている場合であっても生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害の発生等により近隣の方から苦情が来るような場合は、中止していただくことがあります。

(例外規定)

野外焼却(野焼き)禁止の例外

1. 廃棄物処理法に定められた処分基準に従って行う場合
2. 他の法令又はこれに基づく処分により行う場合
3. 次に挙げるもので、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合

[1]国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

(例) 河川敷の草焼き、道路敷の草焼き等

[2]震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

(例) 災害等の応急対策、火災予防訓練等

[3]風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

(例) 正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事等

[4]農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(例) 焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却、魚網にかかった魚介類の焼却等

[5]たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

(例) 落ち葉焚き、キャンプファイヤー等

※「軽微なもの」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の、少量の焼却のことをいいます。

(留意事項)

野外焼却(野焼き)禁止の例外行為に対する留意事項

例外行為であっても、焼却される場合は、次のとおり周囲の住宅環境に配慮し、苦情が出ないように努めてください。

1. 火災に十分留意して消火するまでその場を離れない。
2. できるだけ住宅等から離れた場所を選び、風向きや時間帯を考慮する。
3. 燃やすものをよく乾燥させ、必要最小限に留める。

例外行為であっても、次のような場合は、行政指導の対象となり、焼却を中止していただく場合がありますので、周辺環境への支障がないよう最大限の注意を払って行うようにしてください。

- 周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合(家の中に煙が入ってきてけむい、洗濯物にススや臭いが付いて洗い直さなければいけないなどの苦情があります)
- 軽微な焼却で周囲の住宅環境への影響は少ないが、頻繁に焼却をしている場合
- 道路が濃い煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合

更に、例外行為に便乗し、廃プラスチック、廃ビニール、廃タイヤ等の廃棄物を焼却した場合は、法律違反による罰則の対象となりますので、適正な処理をしてください。

例外行為により焼却することは可能ですが、推奨してしている事ではありません。あくまでも例外であることを十分認識していただき、火災の危険性や、周辺住民にぜんそくなどの呼吸器系疾病の方がいる可能性など、いろいろな状況が想定されますので、できるだけ野外焼却(野焼き)は控えてください。

(消防法)

消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)

第 9 条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

京築広域市町村圏事務組合火災予防条例 (昭和 48 年条例第9号)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 45 条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならぬ。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等

※ 野焼き等は原則禁止となっていますが法律で認められた、たき火等をする場合(一般家庭で行う小規模なものは除く)は火災予防条例に基づき、火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為は、消防署への届出が必要です。

- ・ 火災と間違わないようにする目的(誤報対策)

- ・ 仮に他へ拡大して火災になった場合に位置を特定しやすくするため

この届出は、消防署がたき火等の行為の事実を知らなければ、火災と誤認し、あるいは市民からの通報によって、消防隊が出動するおそれがあるためです。(他の火災の消火活動に支障をきたすことがあります。)

※ 届出をすることで野外焼却(野焼き)を許可するものではありません。許可ではなく、情報提供の主旨なので、たき火等をするかどうかは自己責任になります。

※ 市役所への届出は、野焼きを許可するものではなく、火災防止のため状況を把握すること(消防法)、違法な野外焼却(野焼き)防止を目的とするものです。

野外焼却(野焼き)に関するよくある質問

Q ○○で野外焼却(野焼き)を行っている。今すぐ止めさせてほしい。

A 野外焼却(野焼き)の通報があった場合には、例外行為かどうかを確認し、例外行為以外の廃棄物の焼却行為であった場合には警察、消防にも通報します。例外行為であった場合は記載の留意事項についての指導をします。※夜間など緊急の際は、警察または消防に連絡ください。

Q ○○で野外焼却(野焼き)を行っていた。(過去の話)

A 過去の話など不確実な情報に基づいては指導ができません。

Q 何年も前からごみを燃やしているが何も言われたことがない。

A 何も言われないのは迷惑を被っている近所の方々がご近所付き合いも考えて通報されないケースが多くあります。野外焼却は一般廃棄物の不適正処理で罰則もあるため止めましょう。

Q 今まで田畑で焼却を行ってきた。なぜ苦情を言われなければいけないのか。

A 田畑で行う草木などの焼却は、害虫の発生を防ぐなどの効果があり、古くから農地等で行われてきた作業でもあります。しかし一方では、煙や悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為にもなっております。農業での焼却は例外に認められた行為ではありますが、推奨はされておられません。記載の留意事項に注意しましょう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)【抜粋】

(焼却禁止) 第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

問い合わせ先

豊前市役所 生活環境課 環境対策係

TEL 0979-82-8018